

議案第47号

北九州市立教育支援センター規則について
北九州市立教育支援センター規則を次のように定める。

令和4年3月24日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、北九州市立教育支援センターの管理に関し必要な事項を定める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立教育支援センター規則の制定について

1 制定理由

不登校又は不登校のおそれがある児童生徒に対して、教育委員会が保有する専門スタッフ等の人的資源や、ICT教育等の多様な学習資源・施策等を活用し、教育の場の提供や、教育相談等を行うことにより、不登校児童生徒の社会的な自立を図ることを目的とした社会教育施設「北九州市教育支援センター」を設置することについて、「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正を、令和4年2月議会に提出している。
(議案第37号)

これに伴い、条例の施行に関し必要な事項である供用時間、休業日に係る事項の公表等を定めるため、「北九州市立教育支援センター規則」を制定するもの。

2 制定内容

- (1) 趣旨(第1条)
- (2) 供用時間(第2条)
- (3) 休業日(第3条)
- (4) 損害賠償の義務(第4条)
- (5) その他(第5条)

3 施行期日

令和4年4月1日

北九州市立教育支援センター規則 骨子

1 趣旨（第1条関係）

条例の施行に関し必要な事項を定めることを明記するもの。

2 供用時間（第2条関係）

北九州市立教育支援センター（以下「センター」という。）の供用時間の設定。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

→センターの供用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

→教育委員会が特に必要があると認めるときとは、新型コロナウイルス感染症に伴う感染症対策で供用時間を短縮すること等を想定。

3 休業日（第3条関係）

センターの休業日の設定。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは休業日を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

→センターの休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

→教育委員会が特に必要があると認めるときとは、新型コロナウイルス感染症に伴う感染症対策で休業すること等を想定。

4 損害賠償の義務（第4条関係）

センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

5 その他（第5条関係）

この規則の施行に関し必要な事項は別に定めること。

6 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市立教育支援センター規則をここに公布する。

令和4年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立教育支援センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 供用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第3条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(損害賠償の義務)

第4条 教育支援センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。